

ベルギー下院

2003年7月15日

外国為替・銀行券・通貨取引税導入に関する法案

通称：トーピン＝スパーン税法案

第1章 一般規定

第1条 本法は憲法78条に掲げる事項を規定する。

第2章 適用範囲

第2条 ベルギー国内において行われる外国為替取引は、直接取引と間接取引と、現物取引と信用取引と、証券取引と証券によらない取引とを問わず、この税を課される。

第3章 納税義務者

第3条 独立して課税対象取引を行った者は、臨時に行った者も含み、すべて納税義務者とみなされる。

あらゆる脱税を防止するため、法的観点からは独立していても、税制、経済および組織の次元で納税義務者と密接に繋がっている者による取引は、この納税義務者が行った取引とみなされることがある。

第4章 課税対象取引

第4条 ある国の外貨と他の国の外貨とを、所有権者として交換する権利の譲渡は、外国為替取引とみなされる。

本条の適用上、欧州経済通貨連合または単一通貨を有する全ての他の地域は、国家とみなされる。

外貨とは、外国為替、合法的支払手段としての銀行券および硬貨をいい、収集目的の銀行券および硬貨を除く。

手数料を伴う為替予約契約としてなされる交換もまた、外国為替取引とみなされる。交換が仲介者によって行われ、その名で他人の勘定によっている場合は、仲介者自身が取引を行ったとみなされる。

外国為替と同じ効果を有する金融証券の形態による取引もまた、外国為替取引とみなされる。為替変動に固有のリスクを伴う証券交換取引も、財の取引を含め、この範疇に含まれる。

第5章 課税対象取引の場所

第5条 §1 次の外国為替取引は、ベルギー国においてなされたものとみなされる。

1. 為替取引の当事者の一方または仲介者のひとりがベルギー国に住所を有する場合
2. 支払、取引交渉、または発注がベルギー国で行われる場合。国王はこれらの場所の定義に関

するより細かい規則を制定することができる。

3. 交換された外貨の一つがベルギー国において合法的支払い手段を構成する場合

この場合、国王により定められた徴収率を差引いてから、税収は基金に全額払い込まれる。この基金は欧州連合によって運営され、開発協力、社会的また環境的正義の向上および国際的公共財の保存や保護のために充てられる。

§ 2 第 3 条第 2 項の適用を妨げることなく、納税義務者がベルギー国に住所を有するとは、本部または活動の実質的部門がベルギー国にあることをいい、そのような本部や部門がない場合、為替取引が行われた常設的事務所がベルギー国にあることをいい、こうした事務所もない場合は、納税義務者がその住所または日常の居所をベルギー国に有することをいう。

§ 3 ベルギー国において多重課税を防ぐために、国王は第 1 パラグラフにいう為替取引の場所を検討する細則を設ける。

§ 4 内外二重課税を避けるために、課税の標準、課税率、納税義務者および課税対象取引の場所について本法と同様の規則によって、実質的に外国で課税された為替取引に関しては、免税とする。この減免は、当事者の一方がベルギー国に住所を有する場合、50%を超えてはならない。当事者の双方がベルギー国に住所を有する場合には、いかなる減免も適用されない。

第 6 章 生成事実と請求可能性

第6条 § 1 税の請求可能性のための必要な法的条件が実現されている事実は、税の生成事実とみなされる。

ある確定された時点で、財務当局が納税義務者に合法的に税の支払いを請求できる場合、為替取引またはその決済が上記の時点の以前であれ以降であれ、納税義務が生じたとみなされる。

§ 2 税の生成事実は支払の徴収時点、または控除時点で成立する。

第 7 章 課税基礎

第7条 税は、追加経費を含む為替取引の総額から徴収される。国王は総額の意味に関して細目を規定することができる。

第 8 章 税率

第8条 通常税率は、課税基礎の 0.02 パーセント (2/10000) とする。

第 3 項に規定する変動幅を超えて行われた全ての外国為替取引には、最大で課税基礎の 80 パーセントの税率が、EU 閣僚会議が発する政令により EC 条約第 59 条および関連条項を遵守しつつ決定され、適用される。

第 2 項適用のために、国王は 20 日間について計算された移動平均を基礎とする通貨相場を定め、通貨相場に基づきその変動幅を定める。

課税取引に適用する税率は、生成事実の時点において効力が発生していた税率とする。

第 9 章 免除

第9条 以下の場合には免税される。

1. 自然人によって行われた外国為替取引であって、年額として、マネー・ロンダリングを目的とした金融システム使用の予防に関する 1993 年 1 月 11 日法第 4 条に規定された額を超えない場合
2. 中央銀行、および中央銀行の活動領域での取引を行っている国王によって認められた国際機関による外国為替取引の場合

第 10 章 債務者

第 10 条 外国為替取引税は、全ての納税義務者により、税額の半分まで支払われなければならない。

ベルギー国に住所を有する納税義務者は、ベルギー国に住所を有しない納税義務者と外国為替取引をなす際には、取引の相手方によって支払われるべき税を連帯して支払う責任を負う。

納税義務者の一方が、為替取引を省令によって認可された金融仲介業者（納税義務者であるか否かを問わない）に依頼する場合、第 1 項および第 2 項は適用されず、仲介業者が納税義務を負う。財務担当大臣は、金融仲介業者の認可条件として、財務保証をなすことを課することができる。

反対する全ての規定および協定にもかかわらず、第 2 項にいう居住納税義務者および第 3 項に規定する仲介業者は、仲介業者がする支払い上にもしくは仲介業者に支払われるべき手数料上に、税額もしくは税の対価を上乗せして徴収する権利を有する。

第 11 章 簡素化措置

第 11 条 本税の通常の適用が困難を引起すような納税義務者に対して、国王は簡素化した制度、すなわち外貨取引総額レベルにおける一括納税規定を定め、その場合、この税は取引総額相当に対して金融機関によって支払われるべきものとなる。

第 12 章 税の正当な徴収を保障し脱税・資本逃避・濫用を防止する対策

第 12 条 国王は徴収の方式を決定する。

国王は、簡素にして正当な徴税のために必要な条件およびあらゆる義務を決定し、脱税、資本逃避、濫用の防止についても定める。

国王は、ベルギー国において適法な支払い手段を統制している中央銀行と、本法の適用を監視する方法を含む協定を結ぶことができる。

国王は、企業の会計監査人に、本法の適用に関して特に報告書を作成することを強制できる。ベルギー国に住所を有し、会計検査人の国際的ネットワークを構成する会計監査人は、彼らの同僚のネットワークがその本社の連結決算を担当する国際的企業グループによる本法の適用につき、報告をなすことを強制されることがあるが、この強制は、多額外貨取引の清算を行う機関に限られることもある。

本法の他の規定を妨げることなく、国王は、第 8 条第 2 項または本条の適用に先立つ過渡期にあって、納税義務者が不当に利益を受けたり不利益を蒙ったりしないよう保障するために必要な規定を設けることができる。

本法およびその施行規則に対する違反は、税法典 131 条に基づき、印紙税の場合と同様に罰せられる。

第 13 章 最終規定

第 13 条 国王は、国会開会中であれば直ちに、閉会中であれば次期国会の冒頭に、本法第 5 条第 1 パラグラフ、第 8 条第 2 項および第 3 項、また第 11 条および第 12 条の執行を可能にする規則を制定する法案を立法府に付議しなければならない。

第 5 条第 1 パラグラフ第 3 号および第 8 条第 2 項は、欧州所管当局が同意した後、初めて適用される。

本法は、国王によって定められた日に発効するが、発効の日は早くとも 2004 年 1 月 1 日とし、欧州経済通貨連合加盟各国全てがそれぞれの立法で外貨交換に関する課税を予定する限りにおいて、または欧州指令もしくは欧州規則が採択される限りにおいて発効する。

2003 年 6 月 5 日

Dirk VAN DER MAELEN (SPA - SPIRIT)

Geert LAMBERT (SPA – SPIRIT)

Karine LALIEUX (PS)

Jacques CHABOT (PS)

Nahima LANJRI (CD&V)

Gerard GOBERT (ECOLO)

Jean-Jacques VISEUR (CDH)

©オルタモンド(2004)

翻訳 / 田邊 好美 校訂 / 長塚 真琴

レジュメ

(法案に付随する書類)

法案提出者たちは投機家たちの行動が、通貨が投機対象となった国々において、重大な不安定効果を生んでいると考えている。

この現象と戦うために、法案提出者たちは「トービン税」に対する一つの代案として「スパーン税」を提案する。トービン税とは異なって、スパーン税は2段階の税徴収になっている。すなわち全ての取引に適用される0.01乃至0.02%という極めて低い税率と当該通貨の交換率が予定された変動幅を超えた場合に直ちに適用される税率80%である。

法案提出者たちは、24カ国以上が付加価値税(TVA)制度に特有な技術を利用していることに鑑み、「スパーン税」を導入するために、付加価値税に関する6番目の欧州指示文書に基づいている。しかし、この税は付加価値税ではなく、為替取引の総額に課されるものである。

法案提出者たちは、欧州連合各国で徴収されたこの税収が、欧州連合内に創設される基金に払い込まれることを望んでいる。開発協力のため、社会的また環境的不正義と戦うため、および国際的公共財を保護するために。

この税は、最も早い時点では2004年1月日発行することを期待しているが、条件として、全欧州各国の立法府において導入の可能性が規定されることである。

各条文の検討・審議

(要約)

第2条 課税対象取引

本状は(欧州委員会) 第6指示文書 directive-TVA の第2条およびTVA法第2条と相似である。

現物、即ち現金等物理的に引渡し可能な取引だけではなく空売り空買い等、現物が動かない、帳簿上だけの取引についても課税対象取引とする。こうしないと、外部からドルやユーロを借りてきて、脱税が可能となってしまう。現物でない、株式指標ダウ平均とベルギー株式指標(Bel20)との裁定取引が対象外となることを防止する意味合いがある。

また財の購入やサービス取引を含むとすることで、より広く公平に網をかけている。

同様、取引の性格がスペキュレーション(投機) 目的であるか否かの判断をしないで課税する。これはスペキュレーションであるかどうかを、現実問題として、投資家の目的を第三者が判断することは困難である。スペキュレーションを取引の時間の長短で判断することもできない。会計法でも投機の定義がない。

上院資料 「1999/2000 2-235/2 (金融・経済問題委員会による参考人聴取)」を参照。

(この資料はネット上ではみつからなかったが、証券会社、銀行から証人が出て、投機の判断について不可能であることを述べたものとおもわれる 訳者注)

第3条 納税義務者

本状は、前条に引用したディレクティブ（指示書）第4条、TVA法第4条に相似。

まず、取引の主体には二人の当事者があるのであって、この両者ともに納税義務者であることが重要である。この納税義務者は、また自然人であることもあれば、法人や団体であることもある。ベルギーに住所、居所があるかどうかは全く問題ではない。ベルギー人であることもあれば、外国籍の場合もある。また非営利目的であるか否かも問わない。

パラグラフ2では、巨大企業や団体が、その海外支店や子会社を通じておこなうことで、税金逃れをすることを予防している。タックス・ヘブンの利用の場合も想定。この法の適用範囲の拡大という考えは、欧州委員会のディレクティブでも採用されている考え方で、「税務単位 *unité fiscale*」と呼ばれるものである。法的にそれぞれ独立した会社、個人とみえても、そこに財務上、経済上、組織上の関係があるとみなされれば、一体として固有の納税義務者とみなすわけである。

第4条 課税取引

外貨と外貨取引の定義はディレクティブの定義および判例に従う。判例として、（CJCE 1988年7月14日 C-172/96 First National Bank of Chicago 事件）

ドルとユーロの為替交換の例を考えると、ドルをユーロに換える当事者と、ユーロをドルに換える当事者と、この両方が納税義務者となるのである。

仲介者、仲介業者も納税義務者である。

（仲介業者とは銀行・証券等金融会社を主として指す 訳者注）

第4パラグラフで「外国為替交換と同じ効果を有する金融証券形態による取引」といつているが、これは「セーフティー・ネット」とでもいうべきパラグラフで、現在のところは次の4つがあろう。フォワード、フューチャー、SWAPおよびオプション取引である。この種のデリヴァティブと呼ばれる金融商品が日々開発されているが、これをも課税対象とするためである。これらの金融商品も、遅かれ早かれ、現金決済が必要になるのであって、従来の現物取引となんら本質は変わらないのである。課税を免れない。

（国によっては、デリヴァティブ商品は、有価証券取引ではないとのことで、有価証券取引税かからない場合がある、たとえばスイス 訳者注）

第5条 場所

取引がベルギー国領土において行われるという要件は、いいかえれば、「ベルギー領土に関連がある」と読むべきである。この「関連性」が重要なポイントで、これで脱税を回避しようとするものである。

地理的な判断基準だけでなく、通貨も判断基準となるのであって、そのどちらかがみたされれば課税対象となるということである。

地理的な判断基準では、通貨の種類を問わない。したがって、たとえば、米ドルと日本円の取引がベルギー国で行われれば当然ながら課税される。また、通貨という判断基準でいえば、ユーロがどのような国で取引されようとも、課税対象となるということである。

第8条 税率

（スパーン税率は、0.02%と低い。通常、為替取引・通貨取引は非常に低い利鞘で行われている。銀行間、トレーダー間の取引のオファー・ビッド（ある銀行側から見て売り価格と買い価格）との差は1/8（0.125%）、1/16、1/32 などである。値動きも同様である。したがって、多額のドルなり円なり

を動かさない限り銀行の見入りは少ない。そこで、ポジションをとって自己勘定で外貨を運用することになる。ここに為替変動によるリスクが銀行側に生じる。投機家は、マーケットの需給関係を力(資金力)で崩して、ある通貨の暴騰や暴落を引起す。暴騰でも暴落でも投機家にとってはどちらでも良い。暴落でも良いというのは、暴落前に犠牲となる通貨を大量に売っておけばよく、暴落して安くなってから買戻しをすれば、暴利を得ることが出来る仕組みである。この際、実際に対象通貨を保有している必要もない。利用されるのが、デリヴァティブである。つまり売る権利、買う権利の売買市場がある。たとえば「100万ドルを売る権利」を買うか売るかする場合、権利の価格はたとえば1/100の資金で足りる。

スペキュレーションと判断されるときに、税率が最高80%まで上がるわけだが、これはまさに不当な利益を「社会的に」是正しようとするものである。値上がり益に対する課税ではなく、取引総額であることを考えると、ひとたびスパーン税が導入されれば、スペキュレーションに意味がなくなる。懲罰的課税といえる。(訳者注)

第9条 税の免除

個人による為替取引については10,000ユーロまで課税しない。

(「補足説明」では15,000ユーロとしましたが、審議経過中は尚、10,000ユーロまでとされていたようです(訳者注)。中央銀行には課税しない。(これは当然で、日銀が買オペで急激な円安円高に出動することは有名。しかし、日銀が損をしたという話を聞かない。長期にポジションを持てるものの強みに違いない。しかし、中央銀行が結果的にスペキュレーションに荷担してしまうこともあるのでは?(訳者注))

第10条 債務者

この規定は、税が意図的ではなく支払われない場合に、一体誰が誰に税の支払いを求めることが出来るかを規定している。

第12条末尾規定

(本来際12章第12条に「第12章 税の正当な徴収を保証し脱税・資本逃避・乱用を防止する対策 第12条 国王は徴収方法について規定する」云々があったのだが、これが抹消されている。かなり重要な規定なので、何故ないのか現在ベルギーに問い合わせ中(訳者注))

現在欧州連合の12ヶ国が同一の通貨を有している。ベルギーだけが為替取引に課税することは出来ない。従って、ベルギーとしては、とくに金融センターであるロンドンのシティーの重要性を考慮しつつ、全加盟国が同時にこの税を導入することを期待する。

(今年2004年、EU加盟国は更に飛躍的に増えた。このことがトービン=スパーン税実現に及ぼす影響はどのようなものであろうか(訳者注))

署名

Dirk VAN DER MAELEN (SPA - SPIRIT)

Geert LAMBERT (SPA - SPIRIT)

©オルタモンド(2004)

翻訳 / 田邊 好美

補足説明

【以下は、翻訳者の田邊好美さんによる条文等の解説である。条文を理解するうえでとても参考になると思われる。】

ベルギーは立憲君主連邦国 La Belgique fédérale である。最新の憲法は 1994 年 2 月 17 日憲法であるが、2004 年 6 月 10 日修正までに既に第 16 回の修正を経ている。
二院制。上院 sénat と下院 chambre des représentants とがある。

本法は通称トービン=スパーン法と呼ばれるものである。

トービン Tobin はノーベル経済学賞受賞者。トービンのアイデアを敷衍して、現在ある形で主として南北問題に援用することを提唱したのがスパーン Spahn 教授である。スパーン教授は、IMF 顧問でもあったが、フランクフルト大学教授を務める金融学専門家。

今年 2004 年 5 月 16 日、ベルギー下院予算委委員会でこのトービン=スパーン法が採択された。このニュースはアタックフランスからメイリング・マガジン Grain de Sable({ 砂粒 })を通して反グローバリズムの勝利の一歩として全世界に齎された。ブラッセル・アタック Attac Wallonie-Bruxelles のサイトに詳細が書かれている。

<http://wb.attac.be/article309.html>

第 1 条にある憲法 78 条とは。

Art. 78

Dans les matières autres que celles visées aux articles 74 et 77, le projet de loi adopté par la Chambre des représentants est transmis au Sénat.

A la demande de quinze de ses membres au moins, le Sénat examine le projet de loi. Cette demande est formulée dans les quinze jours de la réception du projet.

Le Sénat peut, dans un délai ne pouvant dépasser les soixante jours :

- décider qu'il n'y a pas lieu d'amender le projet de loi;
- adopter le projet après l'avoir amendé.

Si le Sénat n'a pas statué dans le délai imparti ou s'il a fait connaître à la Chambre des représentants sa décision de ne pas amender le projet de loi, celui-ci est transmis au Roi par la Chambre des représentants.

Si le projet a été amendé, le Sénat le transmet à la Chambre des représentants, qui se prononce définitivement, soit en adoptant, soit en rejetant en tout ou en partie les amendements adoptés par le Sénat.

「74 条/77 条に謳う条項のほか、下院を通過した法案は上院に付されねばならない。

上院議員 15 名以上の請求により、上院は法案を審議する。

この請求は法案受理後 15 日以内になされねばならない。

上院は 60 日以内に、無修正、または修正後採択しなければならない。

もし上院が所与の期限内に採決しなかった場合、または無修正である旨を下院に周知しなかった場合、法案は下院により国王に付される。

法案が修正された場合、上院は、その修正を下院に付す。下院は上院によりなされた修正を受け入れるか、その修正の全部または一部を拒否するか最終的に決定する。」

http://www.senate.be/doc/const_fr.html

ついでながら、憲法や法律で「国王が、、規定する」と頻繁に出てくるが、国王は憲法上全くの象

徴であり、政治的実権をもたないことというまでもない。フラマン（オランダ語）が多数を占めるベルギーにおいて、国家的統一を保つための機関として国王があるようだ。

第 2 条にいう証書取引 *opérations scripturales* とは、書かれた証書すなわち小切手、手形、銀行カード等をいう。したがって書かれていないとは、電子取引を指すと思われる。

第 4 条 5 段にいう「財の取引」とは動産および不動産 *biens meubles et immeubles* をいうと考えられる。

第 8 条が準拠する欧州連合条約第 59 条とは、

Article 59, Traité CE : Lorsque, dans des circonstances exceptionnelles, les mouvements de capitaux en provenance ou à destination de pays tiers causent ou menacent de causer des difficultés graves pour le fonctionnement de l'Union économique et monétaire, le Conseil, statuant à la majorité qualifiée sur proposition de la Commission et après consultation de la BCE, peut prendre, à l'égard de pays tiers, des mesures de sauvegarde pour une période ne dépassant pas six mois pour autant que ces mesures soient strictement nécessaires. (Attac France の WEB ページから)

「例外的な場合を除き、第三国への若しくは第三国への資本移動が経済通貨連合の機能にとって重大な困難を引起す虞がある場合、絶対多数より大きい多数決で「委員会」提案について裁定し欧州中央銀行（ECB-EU）に諮問後、第三国に対して、当該保護手段が絶対に必要であるとすれば 6 ヶ月を超えない期間について保護手段をこうじることができる。」

主として外国企業が受入国から国内法によってその活動の制限を受けたい旨を宣言する第 59 条の一部であるようだが、欧州裁判所から既にこの条文解釈についてさまざまな判例がでてきている模様である。要は公共の福祉等受入国の絶対的の不利益を避ける傾向と思われる。

http://www.droit-technologie.org/2_1.asp?dossier_id=105

欧州評議会・委員会の意思決定の流れについては

www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/pdf/PEMinistre.pdf

第 9 条に引用された 1993 年 1 月 11 日法（マネー・ローダリング防止法）

www.ctif-cfi.be/fr/displeg/legbelge/110193frn.pdf

これは 1991 年の欧州評議会方針を受けて立法されたものである。7 章 25 条あるがその第 4 条は、とくに不動産取引について国外送金額の上限を決めている。この法律は 2003 年 12 月 3 日改正法が予算委員会を通過して、現在上限を 15.000 ユーロ（約 195 万円）としている。

第 13 条にいう「欧州の指示文書」とは、欧州評議会または欧州委員会が各国に回覧し、ある分野における何らかの目標を定めた文書（テキスト）である。まさに、国内法的拘束力または条約的拘束力に問題があるものの、現在まで実質的に、加盟各国が同意してきた敬意があると考えられる。